第2回久御山町環境基本計画(久御山町地球温暖化 対策実行計画「区域施策編」含む)策定委員会

会議資料

令和4年8月29日

次第4 協議事項(1)久御山町環境基本条例の骨子(案)について

令和4年6月14日に開催された第1回久御山町環境基本計画(久御山町地球温暖化対策実行計画「区域施策編」含む)策定委員会にて、久御山町環境基本条例の制定及び構成等について説明を行い、その後、条例骨子(案)を作成のうえ、委員の皆様へ意見照会を実施。

委員意見照会:令和4年7月5日(火)~7月26日(火)

条例骨子案についての委員意見

条例骨子案全体についての意見

条例骨子案について、今後これを基本理念として具体的にどのように展開していくのか楽し みである。

本条例の趣旨、目的、基本理念等については賛同するところであり、将来的には事業者がこの条例の規定や町のルールを遵守することにより、海外への輸出等の事業発展にも対応できるような運用を目指していきたいと考えている。

一方で、久御山町では小規模事業者が企業の半数以上を占める現状があり、これらの事業者は、日常生活と事業に追われ、環境の保全等の学習機会も生かせず、本条例への理解もなかなか進まないことが予想される。

また、環境基本法についても、まだまだ多くの国民が完全に理解している状況になく、今後とも法令及び条例の周知や規制前の意見聴取を進めることが必要な状況にあることをご理解いただきたい。

各条文における意見・修正点等

各条文ごとの意見・修正点等については、次ページ以降の条例骨子修正案の中で記載。

環境基本条例骨子修正案

○久御山町環境基本条例(案)

令和4年 月 日 条例第 号

(前文)

私たちのまち久御山町は、古くは広大な湖沼であった巨椋池を中心に水産資源に恵まれ、豊かな漁場として人々の生活を支え、多種多様な生態系を形成していた。

その後、巨椋池は国営事業として干拓が実施され、豊かな土壌をもつ田畑に姿を変えて農業を中心とした緑豊かな環境の下で人々は生活を営み、歴史と文化を育んできた。

しかしながら、昭和 40 年代に国道 1 号枚方バイパスが開通すると、まちの様相は一変し、急速な経済発展を遂げ、都市化や人口増加が進み、農業を中心としたまちから農業と工業のまちへと姿を変える中で、農地の減少や自動車の排ガスによる大気汚染など都市型公害が顕在化することとなった。

また、経済発展による恩恵は私たちの生活を大きく変え、物質的な豊かさや便利さを得た反面、資源やエネルギーの大量消費を前提とする社会経済構造は自然環境や生活環境のみならず地球全体の環境に負荷をかけ、急速な地球温暖化の進展など大きな影響を与えている。

私たちは健康で文化的な生活を営むうえで、健全で恵み豊かな環境を享受する権利を有する とともに、その環境を適切に保全し、将来の世代に継承していく責務を負っている。

この共通認識の下に、町、事業者及び町民がそれぞれの立場において環境の保全と創造に取り組むとともに、目指すべき将来像の実現に向けて相互に協力し、経済的発展と環境の保全、創造が互いに阻害することなく持続的に発展していく社会をつくりあげていくことを目的に、ここに久御山町環境基本条例を制定する。

(委員意見)

・条例の前文は基本的に改正しない部分であるため、慎重かつ十分な検討が必要。

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全と創造(以下「環境の保全等」という。)について、基本理念を定め、並びに久御山町(以下、「町」という。)、事業者及び町民の責務を明らかにするとともに、本町の自然的社会的条件に応じ、環境の保全等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の町民の健康で文化的な生活の確保に寄与し、持続的に発展していく社会を目指すことを目的とする。

(委員意見)

・前文を定める場合、法令の経緯や由来、趣旨や目的を規定することになるため、前文と第 1条が重複するときは、別に目的の規定は定めないかと思われる。統合した方がよい。⇒前文と第1条を統合。

(定義)

第2条

- 第1条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 事業者 久御山町(以下「町」という。)内において事業を行う者をいう。
 - (2) 町民 町内において住所を有する者及び土地若しくは建物を所有、管理又は占有する者をいう。
 - (3) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障 の原因となるおそれのあるものをいう。
 - (4) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、町民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
 - (5) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接に関係のある財産並びに人の生活に密接に関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生じることをいう。
 - (6) 再生可能エネルギー エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令(平成21年政令第222号)第4条に規定する太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスその他エネルギー源として永続的に利用ができると認められるものをいう。
 - (7) 循環型社会 廃棄物を抑制するとともに、廃棄物の発生を抑制するとともに廃棄物の うち、有用なものをできる限り資源循環資源として使用し、かつ、適正な廃棄物処理に より、天然資源の消費が節減され、環境への負荷ができる限り低減される社会をいう。

(委員意見)

• (5) 部分

「公害」の概念が環境基本法と異なった記載がされており、第12条における規制の対象となる公害の概念が環境基本法と異なるのかご教示いただきたい。

- ⇒本条例は環境基本法に準拠するため、公害の概念に関しても環境基本法の範疇と考える。 ⇒「公害」の定義について、環境基本法に記載の定義と同一とするため追記。
- (7) 部分

「廃棄物を抑制するとともに」とあるが、「廃棄物の発生を抑制するとともに」の方が適切。 ⇒文言修正。

「循環型社会」の定義について、「資源」、「天然資源」と用いられているが、使い分けが不明確。循環型社会形成推進基本法第2条第1項で規定する「循環型社会」の定義を引用するならば、前者の資源については「循環資源」としてはどうか。

⇒文言修正。

(基本理念)

第3条

- 第2条 環境の保全と創造(以下「環境の保全等」という。)は、町民が安全かつ健康で文化的な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保するとともに、これを将来の世代へ引き継いでいくことを目的として行わなければならない。
- 2 環境の保全等は、人と自然との共生を図るとともに、環境への負荷の少ない持続的な発展 が可能な循環型社会の構築を目指し、町、事業者及び町民がそれぞれの責務に応じた役割分 担の下に積極的に行わなければならない。
- 3 地球環境の保全は、現在及び将来にわたって、町民が健康で文化的な生活を営むことができる快適な環境を確保する上で極めて重要であるとともに、人類共通の願いでもあることを 認識し、地域での取組とともに、国際的協力の下、積極的に推進しなければならない。

(町の責務)

第4条

- 第3条 町は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、町の区域の自然的社会的条件に応じた環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する 責務を有する。
- 2 町は前項の施策の策定及び実施にあたっては、国及び他の地方公共団体と連携を図り、そ の推進に努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条

- 第4条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に伴って生じるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じる 責務を有する。
- 2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全等のため、物の製造、加工又は販売その他の 事業活動を行うにあたって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合に適 正な処理を講じ、環境への負荷の低減に努めなければならない。

(委員意見)

- ・事業者の責務については、環境基本法の責務と異なる記載がされており、同法を上回る責務があるのかご教示いただきたい。特に第2項の「廃棄物となった場合に適正な処理を講じ」ることは、責務になるかご教示いただきたい。
 - ⇒本条例は環境基本法に準拠するため、法を上回る責務を課すものではない。また、本条例は理念条例としての性格を持つため、第2項における規定は事業者の責務であるが、あくまで努力規定に留まるものと考える。

(町民の責務)

第6条

第5条 町民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に 伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

(町、事業者及び町民の協働)

第7条

第6条 町、事業者及び町民は、前3条に規定するそれぞれの責務を果たすため、協働して環境の保全等に関する施策及び活動を推進するよう努めなければならない。

(施策の基本方針)

第8条

- 第7条 町は、基本理念にのっとり、次に定める事項を基本方針として、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、実施するものとする。
 - (1) 人の健康を保護し、生活環境及び自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌 その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
 - (2) 生態系の多様性の確保、生態系の保全、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の 確保が図られるとともに、澄んだ空、美しい川、花と緑の自然等における多様な自然環 境や豊かな農地が保全、創造されること。
 - (3) 人と自然との豊かな触れあいを確保するとともに、心豊かに暮らすことのできる地域環境を創造するため、緑や水系など、自然と調和した魅力ある景観形成を推進するとともに、自然災害に強いまちづくりの推進に努めること。
 - (4) 廃棄物の減量、資源及びエネルギーの消費の抑制並びに再生可能エネルギーの導入促進等、循環資源の循環的な再利用が徹底される施策の推進に努めること。
 - (5) 温室効果ガスの排出削減等の地球環境の保全に資する施策の推進に努めること。

(委員意見)

• (2) 部分

「生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに」について、概念として「生態系」の方が「生物」よりも広義と考えられるが、原案では「生物の多様性の確保」の一つとして「生態系の多様性の確保」が含まれており、違和感がある。「生態系の保全、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに」が適切ではないか。

⇒文言修正。

• (4) 部分

(4) の前段では「<u>資源</u>及びエネルギーの消費」と並列で記述しており、ここでの「資源」はマテリアル(物質・物量)の意味と捉えられるが、後段では前段の説明を受けて、「<u>資源</u>の循環的な利用が徹底される施策の推進に努める」とされており、後段の「資源」は前段の「資源」と意味が異なり、再エネ等のエネルギーも含めた広義の意味と捉えられる。表

現の使い分けが必要ではないか。

⇒後段「資源の循環的な利用」を「循環資源の再利用」に文言修正。

(環境基本計画)

第9条

- 第8条 町長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、久御山町環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 環境基本計画は、前条に規定する施策の基本方針に沿い、環境の保全等に関する施策の基本的事項をはじめ、基本方針、取組施策、推進体制等について定めるものとする。
- 3 町長は、環境基本計画を定めるにあたっては、事業者及び町民の参画又は協力が得られる よう、必要な措置を講じなければならない。
- 4 町長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

(委員意見)

•第2項部分

「環境基本計画は、前条に規定する施策の<u>基本方針</u>に沿い、環境の保全等に関する施策の基本的事項をはじめ、<u>基本方針</u>、取組施策、推進体制等について定めるものとする。」と規定しているが、後段の「基本方針」は不要ではないか。

⇒後段の「基本方針」を削除。

(環境基本計画と他の施策との整合)

第10条

第9条 町は、施策を策定し、又は実施するにあたっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

(環境状況等の公表)

第11条

第 10 条 町長は、毎年、町の環境の状況、環境基本計画に基づき実施された施策の状況等を公表するものとする。

(規制措置)

第 12 条

- 第 11 条 町は、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる行為について必要な措置を講じるものとする。
 - (1) 公害の原因となる行為
 - (2) 自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれのある行為
- 2 前項各号に掲げるもののほか、**町**は、人の健康又は生活環境環境の保全上の支障を及ぼす おそれがある行為について必要な規制の措置を講じるよう努めるものとする。

(委員意見)

- ・第1項及び第2項の措置を講じる場合について、町の小規模事業者の状況や環境基本法の 周知状況を考慮し、事前の意見聴取の機会や措置後の丁寧な周知について記載されるか、 その旨を条例の解釈として明文化していただきたい。
 - ⇒第12条は、公害等の原因となる行為及び自然環境や生活環境に支障を及ぼす行為があった場合、公害等に関する個別法令(大気汚染防止法等)の範疇において適切な対応、措置を行うことを規定したものであり、対応手法等を規定するものではないと考える。
- ・第1項では、「町は、環境の保全上の支障を防止するため」と規定しているが、第2項では、「前項各号に掲げるもののほか、町は、人の健康又は生活環境に支障を及ぼすおそれがある行為について必要な規制の措置を講じる」としており、第1項の「環境の保全上の支障」よりも対象を限定する規定となっている。第1項とのつながりを考慮すると、第2項についても「環境の保全上の支障」とする方が適切ではないか。

⇒文言修正。

(財政上の措置)

第13条

第12条 町は、環境の保全等に関する施策の推進及び環境の保全上の支障の防止のため、必要かつ適正な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

(公共的施設の整備)

第 14 条

第13条 町は、公園、緑地その他の公共的施設の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(自然環境の保全)

第 15 条

第14条 町は、生物の多様性の確保が図られるとともに、多様な自然環境が再生、保全及び創造されるように必要な措置を講じるよう努めるものとする。

- (資源の循環的な利用等の促進)

第 16 条

(資源の循環的な利用等の促進)

第15条 町は環境への負荷の低減を図るため、資源の節減及び循環資源の再利用、エネルギー の節減及び有効的利用並びに廃棄物の減量を図るために必要な措置を講じるよう努めるもの とする。

(委員意見)

・環境基本条例は、これからの久御山町の環境施策の大綱となる条例のため、具体的な施策 を記述しないものの、各分野における基本的な施策の考え方は示しておく方が良い。例え ば、前条では、「自然環境の保全」について町の基本的な考え方が規定されており、これと 同等の記述を「資源循環」や「気候変動」の分野でも明記しておくと良い。

⇒条文追加。

(環境の保全等に関する教育及び学習等)

第16条 町は、事業者及び町民が環境全般についての関心と理解を深め、環境の保全等に関する活動を行う意欲が増進されるよう、環境に関する教育及び学習の振興その他必要な措置を 講じるものとする。

(事業者及び町民の自発的な活動の促進)

第17条 町は、事業者及び町民が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全等に関する活動が促進されるよう、必要な措置を講じるものとする。

(環境の日の制定)

第18条 町は、環境保全等の重要性を再認識し、環境全般環境の保全等についての更なる意識 醸成を図る機会とするため、<u>久御山町町政施行の日である10月1日</u>を久御山町環境の日と定 める。

(委員意見)

- ・「環境全般についての更なる意識醸成を図る機会とするため」では漠然とした内容となるため、本条例で定義している「環境の保全等について」としてはどうか。
 - ⇒文言修正。
- ・環境の日は町政施行日ではなく、環境と関連した日を設定する方が良いのではないか。
 - 例) 2月16日(京都議定書発効日)
 - ※京都府地球温暖化対策条例に定める「京都地球環境の日」
 - 6月5日(国連環境の日・世界環境デー)
 - 11月19日(環境基本法施行日) など

(監視体制等の整備)

第 19 条 町は、環境の状況を把握し、環境の保全等に関する施策を適正に実施するため、必要な監視、測定、調査等の体制の整備に努めるものとする。

(地球温暖化の防止等に関する施策の推進)

第20条

(地球温暖化の防止等に関する施策の推進)

第20条 町は、地球環境の保全に資するため、地球温暖化の防止、オゾン層の保護及び再生可能エネルギーの導入に関する施策を積極的に推進するものとする。

(委員意見)

・環境基本条例は、これからの久御山町の環境施策の大綱となる条例のため、具体的な施策を記述しないものの、各分野における基本的な施策の考え方は示しておく方が良い。例えば、本条例案第15条では、「自然環境の保全」について町の基本的な考え方が規定されており、これと同等の記述を「資源循環」や「気候変動」の分野でも明記しておくと良い。
→条文追加。

(環境審議会の設置)

第 20 条

第21条 環境の保全等に関する基本的事項その他町長が必要と認める事項について、町長の諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに、当該事項について町長に対し、意見を述べるため、環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、久御山町環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(審議会の組織)

第21条

- 第22条 審議会は、委員15名以内をもって組織する。
- 2 委員は、学識経験のある者その他町長が適当と認める者のうちから、町長が委嘱し、又は任命する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任することができる。
- 5 委員は、任期が満了した場合においては、後任の委員が任命されるまで、その職務を行う。

(会長)

第22条

- 第23条 審議会に会長を置き、委員のうちから互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(議事)

第 23 条

- 第24条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 2 審議会の会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要と認めるときは、諮問された事項に関係する者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第24条

第25条 審議会の庶務は、町長の定める機関において処理する。

(委任)

第25条

第26条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。 附 則

この条例は、令和 年 月 日から施行する。

次第4 協議事項

(2) 久御山町環境基本条例に関するパブリックコメントの実施について

本町においては、住民生活に広く関わりのある町の基本方針等を定める行政計画、条例等の 策定過程において、「久御山町パブリックコメント手続要綱」に基づき、パブリックコメントを 実施し、広く意見聴取を行うことが定められている。

本条例においても下記のとおりパブリックコメントを実施予定としている。

【実施概要】

募集期間:令和4年9月12日(月)~10月11日(火)まで

閲覧場所:産業・環境政策課やゆうホール、総合体育館、いきいきホール、荒見苑、ま

ちの駅クロスピアくみやま、あいあいホールの施設窓口、町ホームページ上

で閲覧可能。

意見書の提出:産業・環境政策課へ持参、郵送、FAX、メールで提出